

令和2年3月13日

取引先各位

札幌みらい中央青果株式会社
代表取締役社長 高橋 守

「新型コロナウイルス」感染防止に伴うせり取引中止期間の延長について

拝啓 時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

日頃より当社の販売事業につきまして格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件につきまして、開設者より「新型コロナウイルス感染防止のための取引方法変更の期間延長について」の通知を受け、引き続き全量相対取引による販売といたします。

つきましては、大変恐縮ではございますが、諸般ご賢察のうえ、ご理解ご協力いただきますよう、お願い申し上げます。

敬 具

1. 期 間 令和2年3月14日（土）から令和2年3月31日（火）まで
但し、感染の状況によっては期間を短縮するもしくは再延長する場合があります。
2. 対象商品 野菜・果実全般
3. 取引方法 全量相対取引
4. 別 添 開設者からの通知文書

以 上

関係団体各位

札幌市中央卸売市場
市場長 片貝 太



新型コロナウイルス感染防止のための取引方法変更の期間延長について

平素より、当市の市場行政にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当市場の新型コロナウイルスへの対応については、これまでに新型コロナウイルスに関する連絡会議の開催や周知文書によって、場内事業者の皆様にご注意喚起してきたところです。また、取引方法等についても、水産物部及び青果部のせり取引を入札や相対取引へ変更するなどの対策を講じてきたところです。

しかしながら、北海道知事による緊急事態宣言の発表後も道内及び市内での感染者は依然として増加しており、収束の見通しが立っていない状況を鑑み、当市場といたしましても、上記取引方法の変更期間の見直しが必要となっております。

つきましては、安全・安心な生鮮食料品を安定供給するという市場機能の維持と当市場が感染媒介の場所となることを防止するため、下記のとおり水産物部及び青果部の取引方法変更の期間を延長することといたします。

水産物部及び青果部の市場関係団体の皆様におかれましては、諸般ご賢察のうえ、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。

記

1 取引方法変更の期間延長について

水産物部、青果部の取引方法変更（せり取引を入札又は相対取引に変更）期間を、当初の期間である 3 月 14 日（土）から 3 月 31 日（火）まで延長することとする。

※ 但し、感染の状況によっては期間を短縮もしくは再延長する場合があります。

2 遵守事項等について

- (1) 市場内では、可能な限りマスクを着用し、咳エチケット、手洗い、消毒にご協力をお願いします。
- (2) 食品の汚染防止のため、素手で直に生鮮食料品に触れないようお願いします。
- (3) 店舗等での試食については、慎重に判断していただき、提供される場合は、衛生上の細心の注意を払ってください。
- (4) 発熱、せきなどの症状がある方は、入場させず、休ませるなどの対応をお願いいたします。
- (5) 根拠が曖昧で不確実な情報に惑わされないようお願いいたします。なお、市場内の感染事例については、3 月 13 日（金）時点で、保健所等からの報告もなく、開設者は確認をしておりません。

【本件に関する問い合わせ先】

札幌市中央卸売市場経営支援課 山下・新岡
電話 611-3114